

平成26年度 第6回千葉県環境影響評価委員会 会議録

- 1 日 時
平成27年2月20日（金） 11時10分から午後2時00分まで
- 2 場 所
南房総市役所別館 大会議室
- 3 出席者
委 員：吉門委員長、齋藤副委員長
石川委員、前田委員、工藤委員、藤倉委員、野村委員、村上委員、
宮脇（健）委員、柳委員
事務局：環境生活部 矢沢次長
環境政策課 森副課長、山縣班長、伊藤主査、小島副主査、
倉持副主査、宮澤副主査
事業者：安房郡市広域市町村圏事務組合
傍聴人：20名
- 4 議題
(1) 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書について（答申案）
(2) 安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影
響評価方法書について（諮問）
(3) その他
- 5 結果概要
(1) 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書について（答申案）
事務局から資料2及び資料3により船橋市南部清掃工場建替事業に係る答
申案の説明が行われ、審議の結果、原案のとおり答申とすることで、採択され
た。
(2) 安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影
響評価方法書について（諮問）
事務局から委員会への諮問が行われ、事業者から方法書について資料5によ
り事業計画に関する説明が行われ、質疑が行われた。

(1)、(2)の審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料1 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料2 答申案審議に向けた論点整理【委員限り】
- 資料3 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書に対する意見（答申案）
- 資料4 安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料5 安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書の概要

【別紙】

1 開会挨拶（矢沢環境生活部次長）

本日はお忙しい中、南房総市にお越しいただき環境影響評価委員会に御出席いただきありがとうございます。

本日、審議いただく案件は2件です。1件目は船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書の答申案です。この案件については、昨年10月17日に知事から諮問をさせていただいた後、これまで3回にわたりご審議をいただいた。本日は、これまでの御意見を踏まえ、事務局の方で答申案を作成したので、ご審議をお願いします。

2件目は、安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書です。この案件は、事業者である安房郡市広域市町村圏事務組合が、既存のごみ処理施設の老朽化等に伴い、新たな施設を整備し、平成33年度の供用開始を目指しているもので、昨年11月28日に環境影響評価手続きを開始しており、現在、方法書の縦覧を開始しています。本日付で、知事から諮問をさせていただくとともに、事業計画の概要等に関して事業者からの説明、また、会議の終了後に事業実施区域及びその周辺地域の状況等につきまして、現地調査を予定しています。

委員の皆様には、専門的な見地からの御審議をお願いします。

2 議事

(1) 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書について（答申案）
事務局から答申案審議に向けた論点整理資料（資料2）と答申案（資料3）について説明が行われた後に、答申案の審議が行われた。

（事務局）

資料2について、前回1月16日の意見を踏まえて加筆した部分と、整理する上で事務局として一部修正した箇所がある。加えて、それぞれの項目について、答申にするものと指導とするものに、事務局案として仕分けをしている。準備書の内容に大きな変更が必要なものや再検討が必要な事柄、あるいは調査・予測・評価の再実施、追加実施に繋がるような意見については答申事項としている。その他の、確認や修正を求める意見については指導事項として仕分けをさせていただいている。

資料2の加筆した箇所については、景観の④の項目について、事業実施区域の敷地内緑化の状況についてフォトモンタージュを作成して予測評価を行うべきとしていたが、敷地緑化だけでなく柵も重要であろうとの意見をいただいたことから、「柵」の文言を追加した。

また、施工時に掘削を行う埋設廃棄物に関する事項について、調査予測評価に係る全般の項目の③に記載していたが、内容的に再度検討したところ事業計画の項目の相応しいのではないかと考え、記載する位置を事業計画の⑩に変更した。

資料3は答申案であり、1枚目が委員長から知事宛ての答申の鑑文で、別紙の1ページから3ページが意見等の中身で、4ページ目に参考として審議経過を記載している。

資料2の論点整理の仕分けの結果を踏まえて資料3を作成していることから、以降の説明は、資料2と資料3を対比させて説明を進めさせていただく。

資料2の1全般的事項は、意見項目というよりは事実関係を述べている部分である。1(1)の地域特性としてふなばし三番瀬海浜公園に隣接することなどを上げている。1(2)は事業特性として、新しい施設の安定稼働後に既存の施設を解体する計画であること、処理能力としては現状より縮小する計画であること等をまとめている。1(3)はその他として、事業計画地が最終処分場の跡地であることを記載している。これを踏まえて、資料3の答申案の意見の前文を作成している。

資料2の2事業計画では、項目として①から⑩まで掲げている、この中で答申案として仕分けたものとして、①から③の計画ごみ質に関する事項に関して、①として計画ごみ質の設定根拠が具体的ではなかったこと、②としてアセス項目とごみ質の対応関係が明確となっていないこと、③としてごみ質の経年変化への対応の必要性、これらをまとめて答申案の1項目として挙げている。

その他、⑦では地下水モニタリング井戸と砂質土層との対応関係に関して、また、⑧ではケーシング工法による杭工事と鉛直遮水壁との関係や杭工事の概要についての記載、さらに⑩施工時に掘削を行う土壌と埋設廃棄物の区分方法や再利用の際の安全性の確認方法を記載すべきとして答申項目に挙げている。①から③で1項目、⑦と⑧で1項目、⑩で1項目の計3項目を答申案に挙げており、答申案の(1)から(3)に当たる。

資料2の3環境影響評価の項目及び調査の手法及び結果で答申案には、④の土地の形質変更に関して具体的な施工計画に基づいた対応について挙げている。土地の形質変更に関しては準備書の中で、国のガイドライン等に基づき適切に対策を講じる計画、とした所で記載が留められていることから、具体的な施工計画に基づいて環境保全措置を検討して予測・評価を行うべきであろうとの観点からの意見である。具体的には資料3の2(1)全般の項目に記載している。

資料2の2(2)大気質については、②と③を答申案に挙げている。

②は大気安定度の判定に用いる地上風速について、地上10mに補正していないことから、大気安定度階級に誤差が生じるのであれば補足説明が必要では

ないかとの意見である。③は焼却等施設の稼働による大気質の予測について、煙源条件として有効煙突高が最大となる高質ごみの諸元を用いた場合としているが、有効煙突高が低くなり大気汚染物質が手前に落ちる場合も予測評価すべきではないかとの意見である。それぞれ1項目ずつ答申案には挙げており、資料3の答申案(2)大気質の項目のアとイに記載している。

資料2の(5)景観の項目について、①から⑤の5項目であるが、答申案には①から④の4項目を挙げている。①は眺望点を4地点からさらに増やすべきではないかとの意見。②は周辺地域の景観特性との調和と眺望景観の変化への配慮。③として三番瀬側から見た場合に新工場は手前側に建設されることから影響が大きくなるため、色彩等について再度検討すべきとの意見。④として、事業実施区域の敷地内緑化と柵の状況についての予測・評価を行うべきとの意見。これらについて、答申案では①で1項目、②と③と④を括って1項目の計2項目を挙げており、資料3の2(3)景観のアとイに記載している。

資料2の(6)廃棄物について、①から④の4項目を挙げていたが、答申案には①と③を仕分けた。①は、準備書の中では埋設廃棄物に係る予測及び評価の結果が明らかではないこと、あるいは、特別管理廃棄物の量が明確ではないことに対する意見。③は、建設工事及び解体工事に伴う廃棄物について、再資源化や中間処理施設の活用により最終処分量の削減をすべきとの意見。それぞれを資料3の2(4)廃棄物のアとイに記載している。

資料2の(7)残土については1項目で、掘削土量の中に埋設廃棄物が含まれていることを踏まえた意見であり、これを資料3の答申案の(5)残土の項に挙げています。

資料2の5監視計画について3項目あるが、埋設廃棄物を含む土地を改変して、新たな施設を建てる計画であるが故の意見となっている。①の内容としては、施工時の事後調査についてで、準備書の中では濁度とpHだけを調査する計画になっているが、工事中海域への放流排水については計画目標値を立て、重金属やVOC等についても測定することとし、廃水処理設備を設けて目標値をクリアするとしている。また、計画目標値以外にも、土壤環境基準をダイオキシン類が超過している。これらのことから、事後調査に当たっても、計画目標値やダイオキシン類については、フォローする必要があると考え調査項目を追加すべきとの意見である。②は、施工時の地下水質の事後調査に関する意見で、準備書の中では塩化物イオンと電気伝導度を測定することになっているが、これらの項目は埋設廃棄物の影響の指標となる項目に位置づけられることから、測定値に異常が見られた場合には原因究明と必要な措置を講じることの記載を求める意見である。③は施設供用時にも②と同様の対応を求める意見である。答申案では、①で1項目、②と③を合わせて1項目として、資料3の3監視計

画（１）と（２）に記載している。地下水について供用時にも施工時と同様の対応を求めるのは、埋設廃棄物の影響については施工時だけではなく、その後遅れて影響が出てくることも想定されることから、供用時における事後調査での対応を追加している。

答申案の内容の説明は以上である。

（委員）

説明いただいた答申案と論点整理の資料について、各委員から御意見があれば伺いたい

（委員）

これまでの審議で、議論はされているものなので、特に意見等なければ、答申案についてはこのままの形で採択し、答申としたいと思う。

事務局には答申の作成をお願いする。

（２）安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について

事務局から資料４により手続き状況等について説明が行われ、事業者から資料５により方法書の内容について事業計画に関しての説明があり、質疑が行われた。

【質疑】

（委員）

ごみの処分の方法について、ストーカ炉とシャフト炉とが挙げられているが、焼却設備としてはこの他にも流動床炉もある。ごみを焼却して灰にして埋め立てるのであれば、ストーカ炉と流動床炉。シャフト炉は灰をさらに溶かしスラグ化し無害化して砂のように利用可能にする。ストーカ炉と流動床炉でも、溶融設備を追加して同様にスラグ化することもできる。

計画としては、現時点では焼却処理の方法が決まっていないということであるが、どのような方法で最終的に処分するかを、まず決めなければいけない。例えばシャフト炉を採用すれば、収集したごみ以外にも、溶融するためにはエネルギーを加えなければならず、方法書にも記載があるが、石灰石とコークスを加える必要がある。その場合、排ガスの性質が変わるため、必要な排ガス対策も変わってくる。このため、どのように処理するかを決めなければいけないのではないかと。

また、最終的には埋め立てを行うとしているが、埋立施設にも安定型、管理型、遮断型の3種類あり、方法書を見ると、構造的に遮断型を採用している。

遮断型はコンクリート構造で有害物を永久的に埋めるもので、管理する場合には永久的に管理する施設である。そのような施設で埋め立てを行うように記載がある。またコンクリート厚も50cmとしており、放射性廃棄物の処分場でもコンクリートの厚は35cmであり、それを超える構造でさらにスラグを捨てる。スラグは無害化されているものであり、このように頑丈な構造の所でなくとも処分はできる。さらに埋め立て方法もサンドイッチ方式としている。わざわざ無害化したスラグを、コンクリートの強固な入れ物に入れてさらに砂でサンドイッチ方式で埋め立てる。これはやりすぎではないかと思う。

全体的なごみ処理の考え方を伺いたい。

(委員)

炉の形式を決めなければ、環境影響評価の方法が決められないのではないかと、最終処分場の形式が何故このようになっているのか。

(事業者)

炉の選定については、平成23年に実施した計画業務の中で、キルン炉や流動床、ストーカ炉、シャフト炉を含めて検討した所であるが、稼働実績等を踏まえて、ストーカ炉とシャフト炉まで絞り込みを行った。最終処分場の容量の問題等を考慮して、現在炉の最後の絞り込みを行っているところである。

また、最終処分場の構造については、方法書では細かく記載していない所もあるが、クローズド型の最終処分場を計画しており、そのため底板の記載についても大きいものになっている。

(委員)

遮断型の最終処分場は、日本全国でも30カ所程度しか設置されていない。ほとんどが産業廃棄物の施設で民間の工場等に設置されている。管理型の処分場がほとんどであり、生ゴミ等も入るような施設でもある。

ガス化溶解を行いスラグにするとのことであり、スラグにした段階でほぼ無害化され、道路の路盤材などにも使われる品質である。ただ現状、スラッジの生産量が多すぎて売れないため、埋立処分する必要性が生じ、管理型の処分場で処分されることもある。ただ、コンクリート厚50cmの遮断型の処分場で処分する必要はないと思う。

お金をかけてこのような処分場を造ることは、環境面でいえば良い部分もあるかもしれないが、資源、エネルギーを無駄に使うとの観点からすれば、環境

には良くない

(委員)

今の御指摘は、ごみをどのように処理してどこまでリサイクルするのかに係わるものと思うが、その点を事業者に御説明いただければ、さらに理解が進むと思う。

(事業者)

最終処分場については、あくまでも一般廃棄物の管理型処分場に当たる。今回、クローズド型処分場として天蓋を設けることを想定しているおり、埋立の構造として、コンクリートの箱を作って埋めるため、構造的にある程度の厚みが必要となる。このため、50cmの厚みのコンクリート構造物とすることとして考えている。

一般廃棄物の管理型処分場であるため、遮水工等を設けることになっており、コンクリート構造の内面には遮水シートを敷設する。

遮断型ではないことを御理解いただきたい。

(委員)

底板だけが50cmなのか。

(事業者)

直壁で立てる形を基本構想では想定していたことから、厚みをもって立たせる必要があるということである。

スラグの処理については、資源化を考えている。スラグを当初から埋立てる計画ではない。

(委員)

炉の形式が決まらなければ、例えば排ガス等についても変わってくるだろうとの御指摘があったが、その点は、方法書の段階ではあるが、今後、数値が変わるとのことで良いのか。本日の説明としては事業計画までであり、具体的な数値の説明までは進んではないが。

(事業者)

方法書段階で要旨という形で御説明させていただいているが、準備書に入る前、今年度末を目途に焼却処理方式の決定を行いたいと考え現在選定を進めているので、準備書に入る前には炉については決定される。

(委員)

方法書の中では具体的な数値は固定された数値とはなっておらず、予測・評価等の方法について記載されているだけで、固定した数値は示されていないということでしょうか。

(事業者)

方法書では P2-28、資料5では P8に示しているが、熱回収施設の排出諸元として、基本構想段階でのごみ質から概略的に設定した数値であるが、1炉辺りの排ガス量が2万5千 ($\text{m}^3 \text{N}/\text{時}$) と想定し、大気質等の調査地点を設定するための範囲を安全側に見積もって想定している。

ガス量については、今後、焼却方式が決定し、また、施工事業者等からの提案等を受ける中で再度精査を行い、準備書段階では熟度の高い数値としていきたい。

(委員)

例えば、排出ガス量に「約」が付いている場合は実際の周辺濃度は計算できないので、準備書の段階で、精度を高めた数値で計算したものが記載されるということでしょうか。

(事業者)

準備書ではメーカー等からのヒアリングを踏まえて、きちんとした数値を出していきたいと考えている。

(委員)

処分場について、覆蓋付きの処分場を造られるとのこと、容量は焼却処理の方式で異なるというのは理解できる。しかし、埋立後について、安定化を進めるための対応が必要と思うがその記述がないので、準備書で具体的な記載がされるのか。浸出水の処理については焼却施設で処理をしようとしているが、焼却施設と最終処分場の供用期間が異なる可能性があるため、水処理の観点について確認したい。

(事業者)

覆蓋型の処分場を採用するに当たっては、安定化を考えて水の噴霧等を考えているところである。御指摘のとおり、安定化の期間と焼却施設の稼働期間について、焼却施設については長くて20年程度稼働させた上で大規模改修を行い、さらに10～15年程度稼働させることになると思われる。最終処分場に

については、安定化までにそれ以上期間がかかることが予想され、焼却施設の稼働が終わった後も、処分場の浸出水が発生することは当然考えられる。

しかし、現状では将来のそこまでの検討はまだ行っていないので、準備書の段階で、きちっとした考え方をお示ししたいと考えている。

(委員)

質問が3点、指摘が1点ある。

初めに、埋め立て期間を何年間と想定しているのか正確に教えてほしい。

次に、方法書の2-17以降に現在の組合の構成市町のフローの記載があり、構成市町の半数では容器包装プラスチックの資源化が行われているが、資料5のP6の計画されている新しい施設のごみ処理フローでは容器包装プラスチックの分別・資源化のルートがない。この点についてはごみ処理の計画としてどのように考えているのか教えてほしい。これは、マテリアルリサイクル施設の容量にも関係してくると思われる。

3点目に、資料5のP11に活動の要素が記載されているが、工事実施時に工作物の撤去又は廃棄が選定されている。現地の航空写真を見ると自然林、人工林だけのように見えるが、撤去しなければいけない工作物があるのか教えてほしい。

指摘として、資料5のP28の表16(1)の調査項目と調査方法で、臭気濃度の部分と悪臭物質濃度の項目と方法が合致していないので、修正が必要と思われる。

(事業者)

最終処分場の埋め立て期間は20年間を想定している。

次に、容器包装プラスチックの取り扱いについて、現行よりも後退しているのではないかという趣旨の御指摘と思うが、平成23年に構成市町で廃プラスチックの取り扱いについて協議を持った所であるが、その中ではペットボトル等の取り扱いやすいものについては活用し資源にすることになったが、その他の廃プラスチックについては燃やした方が良さだろうとの結論となった。現在の基本構想の中では、その他の廃プラスチックについては焼却処理をする方針で整理している。

また、工事実施時に撤去の必要な工作物としては、施設と道路の接道に当たって、既存の道路構造物の撤去が考えられる。また、調整池を計画しており、既存道路の付帯構造物で、道路排水を沢へ下す3面張りの水路があるため、その接続を変更するに当たっても撤去が生じると考えている。

資料5のP28の表については、御指摘のとおりであるので修正する。

(委員)

今回の事業では、沢の改変が含まれているが、仮に、河川の水質等に大きな問題が生じた場合や、あるいは下流域まで放流されて海洋生物にまで影響が出る等の問題があった場合に、それらの影響を確認する仕組みはあるのか。

(事業者)

供用時の施設排水については、クローズドで処理するため、有害物等を河川に流すことはない。問題となるのは工事中の排水かと思うが、基本的に現時点で雨水調整池として示している部分を、工事中は仮設の調整池として、土砂の流出防止等を行う。工事中にはそれなりのモニタリングや監視を実施することを考えているが、詳細については準備書の段階でお示ししたい。

(委員)

方法書説明会での質問への回答の説明で、計画地の選定の経緯に関して、用地の取得性の面からも説明をしたとのことであった。当委員会の審議では、立地ありきの審議となってしまうが、立地の決定に当たっては、その立地によって回避した環境影響、また、生じる可能性のある環境影響があらうかと思うが、参考までに、立地の選定にどれだけ環境影響を考慮されたか伺いたい。

(事業者)

立地の選定については、大貫という地区を選定し、その中で場所を絞っていくという作業を行った。住居の近く、また、安房地域が非常に西風が強いことから、それらを踏まえて、住居から極力離すという検討はさせていただいた。

実際の生物等に関する検討は行っていないが、風向や交通状況等を踏まえて検討をした。

(委員)

今の話に付随して、周辺の集落の状況や関係について教えてほしい。

(事業者)

計画地の北北東にある大貫集落が一番近くの集落であり、大貫集落を地元という位置付けとしている。計画地の南側については、館山市側に畑という集落があり、南側で一番近い集落となる。計画地の東側については、南房総市千倉町の南にある南千倉の集落となるが、計画地から2 km以上離れている。

基本的に、計画地周辺は山林に囲まれており、直近の大貫集落でも1 km弱

離れている状況になる。

(委員)

鴨川市の東端から計画地まで、運搬にはどのくらいの距離があるのか。

(事業者)

約40km弱になろうかと思う。本日の説明の中ではあまり触れていないが、基本的には構成市町の2カ所に中継施設を設置する計画で、1カ所は鴨川市に設置し、そこからまとめて廃棄物を運搬することを想定している。

(委員)

他に意見がなければ、本件についての本日の質疑は終了とする。事業者は退席願う。

【事業者退席】

(委員)

本案件については、次回の委員会で引き続き審議を行う。次回は、本日の質疑・意見に加えて、次回までに、本日欠席の委員も含めた全委員からの意見等を事務局で取りまとめていただき、事業者から回答をいただくこととなる。

以上で議題2についての審議は終了とする。傍聴者の方々には退席願う。

【傍聴者退席】